

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	早期警戒管制機等の技術動向及び将来構想等に係る調査分析	空幕LPS-計1X00003	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和5年 6月 9日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	航空幕僚監部防衛部事業計画第1課		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、将来の戦闘様相，早期警戒管制機等の運用動向及び技術動向を踏まえ，将来的にAWACSの機能を代替し得る装備品等に関する調査分析について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，C&LPS-Y00007の1.2によるほか，表1による。

### 1.3 引用文書等

**引用文書** この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，契約締結後，当該文書に改正があった場合には，その適用について別途協議する。

なお，引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は，法令等を除きこの仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 規格

- JIS X 0001 情報処理用語－基本用語
- JIS X 6249 80mm及び120mmDVD-R
- JIS X 6282 情報交換用120mmCD-R

#### b) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

#### c) 法令等

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）  
著作権法（昭和45年法律第48号）

#### d) その他

国家安全保障戦略（令和4年12月）  
国家防衛戦略（令和4年12月）  
防衛力整備計画（令和4年12月）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の実施体制

契約の相手方は，本役務の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に官と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，

品 名	早期警戒管制機等の技術動向及び将来構想等に係る調査分析
-----	-----------------------------

“業務従事者”という。)を確保する。

- b) a)の業務従事者が、本役務に必要な能力、経験等を有する。
- c) a)の業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有する。
- d) c)の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制とする。
- e) 契約の相手方は、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証(JIS Q27001)を取得していること又は同等の情報セキュリティマネジメントの態勢を構築していること。

## 2.2 役務の内容

### 2.2.1 全般条件

- a) 早期警戒管制機等の技術動向に関し、民生技術を含めた最新技術の活用を検討する。
- b) 航空自衛隊(以下、「空自」という。)が運用する装備品等の運用要領を踏まえた検討がなされている。
- c) インド・太平洋地域における米軍の活動を踏まえた定量的な評価分析を検討に含めること(米国シンクタンクによる分析を含めること。)

### 2.2.2 役務実施場所

市ヶ谷基地及び契約の相手方の関連施設

### 2.2.3 役務内容

#### a) 早期警戒管制機等に係る技術動向の分析

2032年までの10年間を対象期間として、早期警戒管制機等の搭載レーダー、通信・データリンク、航法等に関する最先端技術、民生技術を含めその開発状況及び将来的な適用方法を分析する。

#### b) 将来の早期警戒管制機等に求められる役割の分析

- 1) 将来(2032年までを対象)の戦闘様相を分析する。
- 2) a)の分析結果に基づき、早期警戒管制機等が果たすべき役割を分析する。

#### c) 将来の早期警戒管制機等が具備すべき機能の分析

b)2)で分析した役割を果たすために将来的に早期警戒管制機等が具備すべき機能を整理し、各機能が果たすべき具体的な役割を分析する。

#### d) 将来の早期警戒管制機等が有する各機能を代替し得る装備品等(機能)の分析

- 1) c)で分析した機能を具備するための代替装備品等(無人機、HAPS、衛星、その他装備品等を含む。)を複数案提示し、そのメリット・デメリットを分析する。
- 2) 1)の分析結果に基づき、早期警戒管制機等の各機能を代替し得る装備品等(複数の装備品等の組合せ)を案出する。

#### e) 課題及び解決方法の分析

- 1) d)2)で案出した装備品等の実現にあたっての課題及び解決方法を分析する。
- 2) d)2)で案出した装備品等及び既存の装備品等を含めたシステム接続に係る技術的課題及び解決方法を分析する。

#### f) 将来的な早期警戒管制機等の運用コンセプト等の策定

- 1) 将来的な早期警戒管制機等の運用コンセプトを策定する。
- 2) 装備品等の技術開発(又は取得)から運用開始までのロードマップを策定(期間、経費(概算見積もり)等)する。

品 名	早期警戒管制機等の技術動向及び将来構想等に係る調査分析
-----	-----------------------------

## 2.3 報告書等の作成

契約相手方は、次の報告書を作成し、提出する。

- a) 規格 日本産業規格 A 列 4 判を基準とする。ただし、図表等でこれにより難しい場合には、A 列 3 判とする。
- b) 文字の大きさ 12 ポイントを基準とする。
- c) 中間報告書  
契約相手方は、2.2.3 に関する進捗状況及び今後の役務の計画について報告する。
- d) 役務報告書  
2.2.3 の役務成果について報告する。

## 2.4 報告会等の実施

### a) 役務実施計画説明会

契約の相手方は、役務実施計画書作成後、速やかに役務実施計画説明会を実施し、計画書の妥当性について説明する。また、役務実施計画説明会の実施場所は市ヶ谷基地及び契約の相手方の関連施設とし、役務実施計画説明会終了後、所要の修正を実施した上で役務実施計画書を 4.1 のとおり提出する。

### b) 中間報告会

契約の相手方は、役務実施計画書に基づき、表 2 のとおり中間報告会を実施する。また、中間報告会の実施場所は市ヶ谷基地及び契約の相手方の関連施設とし、中間報告会終了後、所要の修正を実施し、中間役務報告書を作成し、4.1 のとおり提出する。

### c) 最終報告会

契約の相手方は、役務実施計画書に基づき役務結果をまとめ、契約履行期限 1 か月前までに最終報告会を実施する。また、最終報告会の実施場所は市ヶ谷基地及び契約の相手方の関連施設とし、最終報告会終了後、所要の修正を実施し役務報告書を作成し、4.1 に基づき提出する。

### d) 連絡調整会

契約の相手方は、隔月 1 回を基準に連絡調整会を実施し、役務の方向性について確認する。また、連絡調整会の実施場所は市ヶ谷基地及び契約の相手方の関連施設とする。

## 3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき、監督及び検査を実施する。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約の相手方は、表 3 に示す提出書類を作成し、航空幕僚監部防衛部事業計画第 1 課の確認を受けた後、提出する。

### 4.2 官側における支援

契約の相手方は、次の事項について官側と事前に調整の上、航空幕僚監部防衛部事業計画第 1 課への申請に基づき、官側の支援を受けることが可能である。

- a) 官の保有する施設、整備、器材及び書類等を使用する場合
- b) その他、官側と調整の上、必要と認めた事項

### 4.3 著作権等

著作権等は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務を履行するに当たり、三者が有する著作権等（著作権法に規定された著作権（財産権）及び著作者人格権）を侵害することのないよう、必要な措置を講じる。契約の相手方は、この契約において作成した著作物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者が官側に対して、何らかの請求・主張を行ったときには、契

品 名	早期警戒管制機等の技術動向及び将来構想等に係る調査分析
-----	-----------------------------

約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉及び訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。

b) この契約において提出した著作物において、契約の相手方に著作権等が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することが可能である。

1) 契約の相手方が契約以前から有していた著作物の著作権等（以下、“適用外著作権等”という。）は、契約の相手方に留保する。ただし、官側はこれらの著作物を契約の相手方の同意の下、守秘義務を課した上で第三者に利用させることが可能である。この場合、契約の相手方は、将来の事業へ影響する等の正当な理由がない限り同意を拒んではならない。

2) この契約により提出される著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、契約の時点で適用外著作権等が確定している部分を除き官側に帰属する。

3) 契約の相手方は、適用外著作権等を除き、報告書に関して著作者人格権は行使しない。ただし、官側の承認を得た場合にはこの限りではない。

4) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受ける。

5) 契約の相手方は、本役務により得られた成果を官側の許可なく公表又は第三者に譲渡してはならない。

#### 4.4 その他留意事項

役務に使用した文献及び参考資料は、提出書類等に記載する。また、報告書等の作成に当たっては、内容の理解が容易となる図表を可能な限り付す。報告書の内容は、部外からの請求に応じて開示することがあり得るため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条により開示が不適當な場合は、当該箇所及びその理由を明示した資料を別に1部提出する。

#### 4.5 提案資料

総合評価落札方式での入札において、契約の相手方が提出した提案資料は、仕様書の変更及び事情の変更がない限り、契約の相手方を拘束する。

#### 4.6 仕様書の疑義

本仕様書に対して疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。

品名	早期警戒管制機等の技術動向及び将来構想等に係る調査分析
----	-----------------------------

表 1－用語の定義

用語	定義
早期警戒管制機等	早期警戒管制機（E－3，E－7A）及び早期警戒機（E－2D）をいう。
データリンク	LINK 16等の航跡情報をはじめ，データ化された各種戦術情報（音声を含む）及びセンサー制御に必要な情報を交換するための通信手段をいう。
HAPS	High Altitude Platform Stationの略であり，高高度（成層圏等）に位置するプラットフォームをいう。

表 2－中間報告会

実施時期（基準）	報告内容
令和5年12月	2.2.2 役務内容

表 3－提出書類

名称	数量	単位	媒体	秘等区分	提出時期	提出先
役務実施計画書	1	EA	CD又はDVD	—	説明会終了後速やかに	航空幕僚監部防衛部事業計画第1課
中間役務報告書	1	EA	CD又はDVD	—	中間報告会終了後速やかに	
役務報告書	1	EA	CD又はDVD	—	最終報告会終了後速やかに	

注記1 電磁的記録媒体の規格は，JIS X 6282に基づくCD-R又はJIS X 6249に基づくDVD-Rとする。

注記2 引用する場合は，出展を明記する。